特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１１号
新潟市北区下大谷内1672番地20
清算株式会社　株式会社豊栄スミセ
代表清算人　捧　　文男
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２０年（ヒ）第３１号
愛知県清須市朝日貝塚45番地
清算株式会社　中央精密株式会社
代表清算人　安藤　博文
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙債権額（議決権額）一覧表記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、弁済期日において清算株式会社が有している現預金の総額から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務の免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
4　本協定による弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法で実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部

監 督 命 令

平成２３年（再）第２２号
埼玉県川口市芝４丁目２番10号
再生債務者　株式会社サム＆カンパニー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区麹町３丁目２番地垣見麹町ビル別館３階　山川萬次郎法律事務所
弁護士　山川萬次郎
平成23年３月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第１８号
栃木県日光市大沢町388番地
再生債務者　有限会社日光有機
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年５月19日から平成23年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１９号
栃木県日光市大沢町388番地
再生債務者　株式会社三宝緑化
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年５月19日から平成23年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２０号
埼玉県越谷市宮本町４丁目81番地１
再生債務者　株式会社ＳｅｅｄＨｏｍｅ
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前９時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年５月19日から平成23年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

書面による決議に付する決定

平成２２年（再）第２号
山口県下関市川中本町２丁目１番11号　川中アパート203号
再生債務者　貝原　祐司
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月10日付け再生債務者提出の再生計画案
2　再生計画案に対する回答期限　平成23年４月28日
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年４月21日
平成23年３月16日　山口地方裁判所下関支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１１１号
東京都港区南青山６丁目７番15号　ラ・ヴォーグ南青山501
再生債務者　株式会社麻布はせ甚
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月７日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年４月26日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年４月18日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年４月12日
平成23年３月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第１５３号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目８番４号
再生債務者　株式会社神田エンジニアリング
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年３月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２２４号
神奈川県川崎市中原区上小田中２丁目３番25号
再生債務者　三光電機工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年３月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２８７号
東京都渋谷区恵比寿南３丁目７番４号
再生債務者　株式会社モリモト
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年３月16日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１５号
千葉県市川市原木１丁目３番１―912号　原木中山ファミールハイツ１号館
再生債務者　首藤　　泉
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月19日から平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第３９号
千葉市美浜区高洲２丁目６番13棟503号
再生債務者　生井　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月19日から平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第２１号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目12番地の４　パレドール東所沢２―105
再生債務者　大熊　章浩
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月20日から平成23年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第４３号
千葉市美浜区打瀬３丁目１番地１　幕張ビーチテラス619号
再生債務者　沖重　正信
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月20日から平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係